

平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社日本動物高度医療センター 代表 者 名 代表 取 締 役 社長 平 尾 秀 博 (コード番号: 6039) 問合 せ 先 取締役管理本部長 石 川 隆 行 (TEL. 044-850-1320)

# 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月23日開催予定の第11期定時株主総会で 承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」 を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を 図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

## (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会において、必要な定款変更について ご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 2. 定款の一部変更について

#### (1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の 新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行います。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することが可能になりましたので、定款の一部を変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限におい

て決定できる旨の規定を新設いたします。

④ 上記規定の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行います。

# (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

# (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 28 年 6 月 23 日 (木)定款変更の効力発生日平成 28 年 6 月 23 日 (木)

# 3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社 への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行 変更案 第1章 総 則 第1章 総 則 第1条~第3条 (記載省略) 第1条~第3条 (現行どおり) (機 関) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。 か、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3) 監査役会 (削除) (4) 会計監査人 (3) 会計監査人 (現行どおり) 第5条 (記載省略) 第5条 第2章 株式 第2章 株式 第6条 (記載省略) 第6条 (現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の (削除) 規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により自己の株式を取得す <u>ること</u>ができる。 第8条~第11条 (記載省略) 第7条~第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第12条~第17条 (記載省略) 第11条~第16条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会 (取締役の員数) (員 数) 第18条 当会社の取締役は9名以内とす 第17条 当会社の取締役(監査等委員である る。 者を除く。)は、9名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締 (新設) 役は、5名以内とする。 (取締役の選任) (選任方法) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役 第19条 (新設) とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使 当会社の取締役は、株主総会におい することができる株主の議決権の3 て、議決権を行使することができる 分の1以上を有する株主が出席し、 株主の議決権の3分の1以上を有す その議決権の過半数をもって行う。

る株主が出席し、その議決権の過半

現行

数の決議によって選任する。

2. (記載省略)

(取締役の任期)

第<u>20</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

(新設)

2. 補欠<u>または増員</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の 満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>21</u>条 取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって、取 締役会長、取締役社長各1名、取締 役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を定めることができる。

第22条 (記載省略)

(取締役会の招集通知)

第<u>23</u>条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3</u>日 前までに各取締役<u>および各監査役</u>に 対して発するものとする。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮す ることができる。

(新設)

(新設)

変更案

<u>3</u>. (現行どおり)

(任期)

- 第<u>19</u>条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2. 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
  - 3. 前項にかかわらず、任期の満了前に 退任した監査等委員である取締役の 補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>20</u>条 取締役会は、その決議によって<u>、取</u> 締役(監査等委員である者を除く。) の中から、代表取締役を選定する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取</u> 締役(監査等委員である者を除く。) の中から、取締役会長、取締役社長 各1名、取締役役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u> ことができる。

第21条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>22</u>条 取締役会の招集通知は、会日の<u>2</u>日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2日前までに各監査等委員に対して 発するものとする。ただし、緊急の 場合には、この期間を短縮すること ができる。
  - 2. 監査等委員の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができ る。

(取締役への委任)

現行

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第<u>24</u>条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 (記載省略)

(新設)

(取締役の責任免除)

第26条 (記載省略)

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(取締役の報酬等)

第<u>27</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる

変更案

第24条 当会社は、会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決 議によって、重要な業務執行(同条 第5項各号に掲げる事項を除く。)の 決定を取締役に委任することができ る。

(取締役会の決議の省略)

第<u>25</u>条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 現行どおり)

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会規程に よる。

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役 等である者を除く。)との間で、会社 法第423条第1項の賠償責任につ いて法令にて定める要件に該当する 場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、10万円以上であらかじめ定め た額と法令の定める最低責任限度額 とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益は、<u>監査等委員である取</u> 締役とそれ以外の取締役とを区別し て、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(削除)

(削除)

現行	変更案
株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。	
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了す る時までとする。	(削除)
(常勤監査役)         第31条       監査役会は、その決議によって常勤         監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査役に対して発するも のとする。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査役会において 定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、取締役会の決議によって、 監査役(監査役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の賠償責 任について法令に定める要件に該当 する場合には、賠償責任額から法令 に定める最低責任限度額を控除して 得た額を限度として免除することが できる。 2.当会社は、社外監査役との間で、会	(削除)
2. 当会社は、社が監査などの同じ、会社法第423条第1項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。	(削除)
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>5</u> 章 計 算

現行	変更案
(事業年度) 第 <u>36</u> 条 (記載省略)	(事業年度) 第 <u>30</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関)         第31条       当会社は、剰余金の配当等会社法第         459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日) 第 <u>37</u> 条 (記載省略) (新設) <u>2</u> . (記載省略)	(剰余金の配当の基準日) 第 <u>32</u> 条 (現行どおり) <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年</u> <u>9月30日とする。</u> <u>3</u> . (現行どおり)
(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって 毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	(削除)
(配当金の除斥期間) 第 <u>39</u> 条 (記載省略)	(配当金の除斥期間) 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 第11期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。 2. 第11期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者も含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。